

新 新規事業
 継 継続事業
 改 現行制度を改正して進める事業

第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策

I アレルギー疾患に関する普及啓発及び発症・重症化の予防のための取組の推進

施策の項目	取組の現状と課題	今後の対策・事業名	関連施策	関係課
1 最新の知見に基づく知識や情報の普及啓発				
知識の普及、啓発、情報提供	□取組の現状 ・各医療機関などにおける、市民向けの講座や患者・家族向けの教室などの実施。 ■課題 ・最新の知見に基づく知識や情報の定期的な提供 ・信頼できる情報の整備と発信。	・患者・家族に対して、基礎知識や適切なケア、環境改善に関する情報を提供する。《患者・家族教室等》 継 ・一般県民に対して正しい知識や情報を提供する。 新 《市民公開講座等》 ・国や患者団体の作成するセルフケアや対応マニュアルなどの情報を収集、整備しHPなどで提供する。 新 《ホームページの整備》		疾病対策課 (拠点病院)
2 生活環境の改善・アレルゲン等の軽減対策				
ア 大気環境基準の確保	□取組の現状 ・工場や事業場に対する規制、指導 ・自動車からの排出削減対策の推進 ・光化学オキシダントやPM2.5対策の推進 ・大気汚染物質の監視 ■課題 ・環境基準の確保による、大気環境の維持、改善 ・大気汚染状況のわかりやすい情報提供	継 ・工場や事業場に対する規制、指導 ・自動車からの排出削減対策の推進 ・光化学オキシダントやPM2.5対策の推進《PM2.5対策事業》 ・大気汚染物質の監視	・大気汚染防止法 ・埼玉県5か年計画 ・埼玉県環境基本計画	大気環境課
イ 花粉症対策	□取組の現状 ・優良、少花粉品種の導入 ・間伐、枝打ち等の適正な森林整備 ■課題 ・花粉の飛散の軽減 ・花粉の飛散状況に関するわかりやすい情報提供	継 ・優良、少花粉品種の導入(平成32年度までに、少花粉スギ採種圃の整備により、苗木の生産体制を確立) ・間伐、枝打ち等の適正な森林整備		森づくり課
ウ 受動喫煙の防止	□取組の現状 ・受動喫煙の健康への影響に関する知識の普及 ・全面禁煙、空間分煙実施施設の認証制度の実施(H16年度～) 認証施設数: 4,772施設(平成30年3月末現在) ■課題 ・受動喫煙のアレルギー疾患への影響に関する知識の普及啓発 ・受動喫煙対策を実施する施設の増加	改 法改正に伴う認証制度の見直し《受動喫煙防止施設認証制度の創設》 →全面禁煙・空間分煙実施施設認証制度を廃止し、受動喫煙防止施設認証制度の創設を行う予定	・健康増進法第25条 ・埼玉県健康長寿計画(第2次)	健康長寿課
エ アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策	□取組の現状 ・食品表示に関する研修・講習会(県・保健所) ※食品安全課開催分 6回180名(10名～70名) 対象者:事業者等5回、新任の県職員1回 ・食品等事業者への監視指導及び検査 ・違反食品の改善指導・回収・公表等 ・関係者、県民からの個別相談・苦情対応 ■課題 ・アレルギー表示の適正化 ・アレルゲンの混入防止 ・消費者へのアレルゲンに関する適切な情報提供	継 《彩の国食の安全・安心確保対策事業》 ・食品表示に関する研修・講習会 ・食品等事業者に対する監視指導及び検査 ・違反食品の改善指導・回収・公表等 ・関係者、県民からの個別相談・苦情対応	・食品表示法 ・食品衛生法 ・平成30年度埼玉県食品衛生監視指導計画 ・埼玉県におけるアレルギー物質を含む食品安全確保対策指針について(平成17年3月24日保健医療部長通知) ・食品等自主回収情報の提供支援に係る取扱要領(平成22年3月30日保健医療部長通知)	食品安全課
オ 室内環境におけるアレルゲン対策	□取組の現状 (生活衛生課) ・シックハウス症候群による健康被害防止のための健康で快適な居住環境づくりの支援 ・一般県民に対して正しい知識や情報を提供する(相談対応) (衛生研究所) ・「ダニアレルギー症状に及ぼす患者住居環境介入の効果」についての共同研究の実施 ■課題 ・居住環境におけるシックハウス症候群に関する知識の普及 ・ダニ・衛生害虫、結露・カビなどの原因や対策に関する情報提供	(生活衛生課) 継 ・シックハウス症候群による健康被害防止のための健康で快適な居住環境づくりの支援《健康で快適な住居環境づくり支援事業》 ・一般県民に対して正しい知識や情報を提供する(相談対応) (衛生研究所) 新 ・一般県民に対して、共同研究で得られた知見をもとに、生活環境改善と症状改善との関係等に関する正しい知識や情報を提供する。研修会の開催及びパンフレットの作成を予定《メディカルラボ・コミュニケーション事業》	(生活衛生課) 埼玉県健康で快適な居住環境づくり支援事業実施要綱	生活衛生課 衛生研究所

II 症状や重症度に応じた適切な医療を受けられる体制の整備

施策の項目	取組の現状と課題	今後の対策・事業名	関連施策	関係課
3 アレルギー疾患医療体制の整備・医療人材の育成				
ア アレルギー疾患医療提供体制の整備	<input type="checkbox"/> 取組の現状 特になし <input checked="" type="checkbox"/> 課題 ・拠点病院(H30.3月指定)における重症、難治性アレルギー疾患に対する複数の診療科が連携した対応 ・専門医療機関のネットワークやかかりつけ医との連携体制の構築	(疾病対策課・薬務課) 新 ・アレルギー疾患医療連絡協議会(H30.6月設置)において医療提供体制を検討し、関係機関と協力しながら体制整備を行う。		疾病対策課 薬務課
イ 医療従事者等の資質の向上	<input type="checkbox"/> 取組の現状 特になし <input checked="" type="checkbox"/> 課題 ・医師への診療ガイドラインに基づく標準治療の普及 ・医師以外の医療従事者への最新の知見に基づく研修機会の確保	新 ・医師向けの研修体制を整備する。 ・医師以外の医療関係者向けの研修体制を整備する。		疾病対策課 (拠点病院)
4 アレルギー疾患医療に関する情報の提供				
アレルギー疾患医療に関する情報の提供	<input type="checkbox"/> 取組の現状 特になし <input checked="" type="checkbox"/> 課題 ・多様な病態に対応できる、検査や治療、保健指導に関する情報の提供	新 ・医療機関における専門医療に関する状況を把握する。 ・医療機関に関する情報の提供体制を整備する。		疾病対策課 (拠点病院)

Ⅲ アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

施策の項目	取組の現状と課題	今後の対策・事業名	関連施策	関係課
5 患者等の支援に携わる関係者の資質の向上と連携体制の整備				
ア 保育所、学校、福祉施設、行政担当者等の職員の資質の向上	<p>□取組の現状 (疾病対策課) ・保育園、幼稚園、行政担当者を対象とした研修会(年1回)</p> <p>(少子政策課) ・保育士を対象とした研修会の一分野として食物アレルギーに関する講座を実施</p> <p>(学事課) ・私立学校等に対し、国等のアレルギー疾患への対応に係る関連通知の周知 ・私立学校等に対し、国等が主催するアレルギー疾患への対応に係る研修会の周知</p> <p>(保健体育課) ・学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会の設置 ・学校における食物アレルギー対応マニュアルの策定 ・学校給食における食物アレルギー対応に関する調査の実施 ・学校生活において食物アレルギー症状が発症した事例の収集とフードバック ・教職員等を対象とした研修会</p> <p>■課題 ・専門性を生かし、多様な相談に対応できる知識と技能の向上 ・保育や教育現場での緊急時対応力の向上 ・関係者の相談支援</p>	<p>(疾病対策課) 新 ・保育所、学校、行政担当者等に向けた研修体制や支援体制を充実する。 ・保育所、学校等子どもに関わる現場や高齢者や障害者施設などへの支援体制を確保する。</p> <p>(少子政策課) 継 ・保育士を対象とした研修会の一分野として食物アレルギーに関する講座を実施</p> <p>(学事課) 継 ・私立学校等に対し、国等のアレルギー疾患への対応に係る関連通知の周知 ・私立学校等に対し、国等が主催するアレルギー疾患への対応に係る研修会の周知</p> <p><保健体育課> 継 ・学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会を設置し、学校における食物アレルギー対応マニュアルの策定や学校給食における食物アレルギー対応に関する調査などを実施する。 ・学校生活において食物アレルギー症状が発症した事例の収集・フードバックを実施する。 ・教職員等を対象とした研修会を実施する。</p> <p><その他関係課> 新 ・各関係者の通常の連絡会や研修会においてアレルギー疾患に関する知識や情報を共有する。</p>	<p>こども子育て支援法 学校保健安全法</p>	<p>疾病対策課 (拠点病院) 少子政策課 学事課 保健体育課 義務教育指導課 子ども安全課 高齢者福祉課 障害者福祉課</p>
イ 関係機関の連携体制の確保	<p>□取組の現状 ・関係部局間においてアレルギー疾患関連情報を、適宜、関係事業者等へ周知する。</p> <p>■課題 ・地域の実状に応じた関係者間の連携体制の構築</p>	<p><庁内関係課・関係機関> 新 ・「計画策定推進庁内連絡会議」及び「地域医療連絡協議会」において必要事項を共有し連携体制を強化する。</p> <p>継 ・関係部局等からのアレルギー疾患関連情報を、適宜、関係事業者等へ周知する。</p>		<p>疾病対策課 ほか</p>
6 患者等の相談を受けられる体制の整備				
ア 市町村や保健所等における相談支援体制	<p>□取組の現状 (健康長寿課) ・市町村の母子保健事業(育児学級、乳幼児健診や相談等)における講座開催や相談対応 ・県保健所における食育推進事業の一環としての市町村等への地域支援</p> <p>(生活衛生課) ・県民等からの個別相談の対応(県・保健所) ・行政担当者に向けた研修会(年4回)</p> <p>■課題 ・妊娠期からのアレルギー疾患の正しい情報や知識の提供 ・身近な行政において、専門的な相談に対応できる体制</p>	<p>(疾病対策課) 新 ・行政担当者に向けた研修体制を整備する。</p> <p>(健康長寿課) 継 ・市町村の母子保健事業(育児学級、乳幼児健診や相談等)における講座開催や相談対応 ・県保健所における食育推進事業の一環としての市町村等への地域支援</p> <p>(生活衛生課) 継 ・県民等からの個別相談の対応(県・保健所) ・行政担当者に向けた研修会 《健康で快適な居住環境づくり支援事業》 参考:平成30年度は下記研修を実施する。 ①4月27日「環境衛生・水道関係業務説明会」(実施済) ②5月8日「新任環境衛生監視員研修会」(実施済) 「室内空気環境測定技術等研修会」(実施済) ③7月6日「環境衛生監視員等研修会」</p>	<p>(健康長寿課) ・母子保健法 ・食育基本法 ・食育推進計画 ・地域保健法</p> <p>(生活衛生課) 埼玉県健康で快適な居住環境づくり支援事業実施要綱</p>	<p>疾病対策課 健康長寿課 生活衛生課</p>
イ 専門医療機関における相談支援体制	<p>□取組の現状 ・各専門病院での独自対応</p> <p>■課題 ・県民が、随時アレルギー疾患の専門相談を受けられる体制づくり ・保育や教育関係者が随時サポートを受けられる体制づくり</p>	<p>新 ・県拠点病院において電話相談を開設し、運営する。</p>		<p>疾病対策課</p>
ウ 学校等における相談支援体制	<p>□取組の現状 (少子政策課) ・アレルギー等対応特別給食提供事業の実施(食物アレルギー等により給食に特別の配慮を行うため調理員等を認可保育所等に加配するための経費を助成)。</p> <p>(保健体育課) ・学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会の設置 ・学校の教職員等を対象とした「食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修」の実施</p> <p>■課題 ・園児、児童、生徒が正しい知識に基づいた安全な環境において保育や教育を受けられる体制づくり</p>	<p>(少子政策課) 継 ・アレルギー等対応特別給食提供事業の実施(食物アレルギー等により給食に特別の配慮を行うため調理員等を認可保育所等に加配するための経費を助成)。</p> <p>(保健体育課) 継 ・学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会の設置 ・学校の教職員等を対象とした「食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修」の実施</p>	<p>こども子育て支援法 学校保健安全法</p>	<p>少子政策課 学事課 保健体育課 義務教育指導課</p>
7 災害に備えた体制の整備				
災害に備えた体制の整備	<p>□取組の現状 (消防防災課) ・アレルギー疾患に配慮した食料備蓄計画の策定 ・市町村が避難所運営マニュアルを作成する際の指針である「避難所運営に関する指針」に食物アレルギーの避難者に対する配慮について規定している。</p> <p>(農産物安全課) ・災害時の応急食品の調達</p> <p>■課題 ・災害の備えに関する情報提供 ・アレルギー疾患に配慮した食料の備蓄 ・災害時の症状悪化を予防するための適切な対応</p>	<p>(疾病対策課) 新 ・アレルギー疾患患者、家族に向けた啓発資料を提供する。 ・災害時を想定したアレルギー疾患患者や家族への支援体制を整える。</p> <p>(消防防災課) 継 ・アレルギー疾患に配慮した食料備蓄計画の策定 ・市町村が避難所運営マニュアルを作成する際の指針である「避難所運営に関する指針」に食物アレルギーの避難者に対する配慮について規定している。</p>	<p>・災害対策基本法 ・埼玉県地域防災計画資料編(平成30年3月)…「避難所運営に関する指針」を掲載</p>	<p>疾病対策課 消防防災課 (農産物安全課)</p>